

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（529））
2. 日 時：平成29年12月11日 13時30分～19時30分
3. 場 所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、津金安全審査官、伊藤安全審査官、日南川安全審査官、
江崎安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与、山浦技術参与
（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）
植木安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他7名

5. 要旨

- （1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第39条 地震による損傷の防止」、「第40条 津波による損傷の防止」及び「第43条 共通（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針）」について、平成29年11月8日に提出された発電用原子炉設置変更許可申請書（一部補正）及び本日提出された資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<重大事故等対処設備について（耐震設計）>

- 重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物について、第4条耐震設計方針との整合性を整理の上、再度設計方針を提示すること。
- 主要施設の耐震構造の説明に関して、新たに設置する重大事故等対処施設である高圧代替電源設備置場やカルバート等の位置づけを整理し、考え方を提示すること。

<重大事故等対処設備について（耐津波設計）>

- 津波防護対象設備の対象範囲について第5条との整合性を整理し、提示すること。
- 防護に用いる設備（津波防護設備、浸水防止設備等）に対して、評価対象とする具体的な設備を示した上で、その考え方を整理して提示すること。

<重大事故等対処設備について（敷地に遡上する津波）>

- 基準津波を超え敷地に遡上する津波について、同津波の評価を行う起因事象が確率論的リスク評価に係る一般的な知見ではなく自社の評価結果であることを明確に整理し、提示すること。
- 敷地に遡上する津波の影響評価の前提（非常用海水ポンプの状態、取水ピット水位計への期待の有無等）について考え方を整理して提示すること。

- 敷地に遡上する津波において、第5条に係る審査資料から引用する考え方（震源モデルから算定される敷地の地殻変動量等）を整理して提示すること。
- 常設代替高圧電源装置置場水密扉及び軽油貯蔵タンク点検用開口部浸水防止蓋について、解析結果を踏まえた流入防止措置としての位置づけを整理して提示すること。
- 荷重設定、荷重の組み合わせ及び許容限界の考え方について整理して提示すること。
- 第5条、第40条、第43条のそれぞれについて、防護に用いる設備（津波防護設備、浸水防止設備等）に対して、評価対象とする具体的な設備を示した上で、その考え方を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・補正本文比較表 追加要求事項に対する適合性 （1）位置，構造及び設備 （2）耐津波構造